

エアバッグ類車上作動処理委託契約

登録抹消手続きについてのご案内

拝啓 日頃は自動車リサイクルシステムの円滑な運用にご協力頂き誠にありがとうございます。

さて、エアバッグ類車上作動処理の委託契約抹消手続き（規約第8条 登録の抹消）について、下記の書類を同封致しましたので必要事項を記入し返送願います。

敬具

記

①車上作動処理加入登録抹消申込書	1通
②車上作動処理加入登録抹消申込書類の添付書類の準備方法について	1通
③車上作動処理委託事業所プレートの返却方法について	1通
④車上作動処理認定プレートの紛失届出書・・・(プレート紛失の場合)	1通

<提出頂く書類>

1. 必要事項をご記入いただいた①車上作動処理加入登録抹消申込書
2. 「1.13 解体工程>エアバッグ類(車上作動処理)の引渡報告>情報管理センターへの報告」画面を印刷したもの（詳細は②をご参照ください。）
3. 車上作動処理委託事業所プレート（詳細は③をご参照ください。）、もしくは④車上作動処理認定プレートの紛失届出書

<ご注意ください>

登録抹消の手続きが完了しますと、車上作動処理でのエアバッグの移動報告が出来なくなります。 引渡報告未済車台がないよう十分ご注意ください。

【書類・プレート返送先】

〒105-0012

東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館16階

一般社団法人 自動車再資源化協力機構

業務部 作動登録抹消係 宛